

掛川市福祉教育実践校事業運営要綱

第1. 事業の目的

小学校、中学校及び高等学校の児童生徒を対象として、社会福祉への理解と関心を高め、社会連帯の精神を養い、児童生徒を通じて家庭及び地域社会の啓発を図ることを目的とする。

第2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、社会福祉法人掛川市社会福祉協議会（以下「市社協」という）とする。

第3. 事業の対象

市内35校（小学校22校、中学校9校、高等学校4校）

第4. 実践校の指定

第1条の事業の目的に沿った活動を希望する学校は、次により助成を受けることができる。ただし、助成を受けない場合においても、助成を受ける学校に準じて活動するものとする。

- (1) 指定期間中の活動を継続し、深化させる内容であること。
- (2) 期間は1年間を1単位として、毎年継続の意志を確認する。
- (3) 助成金は、年額5万円を上限として実践校に交付する。

第5. 実践校の活動

実践校における活動は、それぞれの学校と地域の実情にあわせ、独自の計画に基づき、概ね次のような活動をする。

- (1) 福祉講演会、映画会、展示会などによる福祉意識の啓発活動
- (2) 社会福祉についての調査研究活動
- (3) 地域社会で取り組まれている地域福祉実践活動への参加・協力や、地域内の社会福祉関係機関・団体等との交流活動
- (4) 社会福祉施設への訪問、見学（体験）及びボランティア活動
- (5) 社会福祉関係行事への参加活動
- (6) 福祉関係紙（誌）、学校新聞などの作成・配布、広報活動
- (7) 体育祭、文化祭などの学校行事へ高齢者などを招待する活動
- (8) 実践校相互の交流、学習活動
- (9) 家庭、地域社会への啓発活動
- (10) 福祉に対する制度・サービスについて学ぶ活動
- (11) その他目的達成のために必要な活動

第6. 助成金の使用について

助成金の使用については、本事業の目的にそって適切な使用に努めること。
次にあげる事例のような使用は避けること。

- (1) 福祉施設への訪問等において、施設利用者へ相当額の見舞い金やプレゼント代に当てること。
- (2) ボランティア活動に関して、参加児童生徒の昼食代に当てること。
- (3) 保護者参観会等における講演謝礼金やPTA行事（PTA会報、図書購入費を本事業助成費から一部負担することなど）学校行事との区別が明確でない使用。

第7. 助成の申請

助成の交付を受けようとするものは、下記の書類を添えて、期日までに掛川市社会福祉協議会会長（以下「社協会長」という。）に提出するものとする。
また、助成交付を申請しない場合は、事業計画書を提出するものとする。
(様式は問わない)

- (1) 提出書類
 - ア. 交付申請書（指定：様式1）
 - イ. 事業計画書（指定：様式2）
- (2) 提出期限
実践活動当年度の4月15日まで

第8. 助成金の決定

社協会長は、毎年定める予算の範囲内で、第7による交付の申請を受けたときはこれを審査し、適当と認めたときは助成金の交付を決定し、すみやかに交付決定通知書（指定：様式3）を交付するものとする。

第9. 助成金の交付

助成金の交付は、原則として助成対象事業が完了した後に交付するものとする。ただし、助成対象事業の性質上、社協会長が必要と認めたときは、概算払いすることができる。尚、請求書（指定：様式4）の提出を必要とする。

第10. 実績の報告

- (1) 提出書類
 - ア. 実績報告書（指定：様式5）
 - イ. 事業決算書（指定：様式6）
- (2) 提出期限
助成の交付があった当年度の2月末日まで
また、助成金交付を申請しない場合は、実績報告書を提出するものとする。
(様式は問わない)

附則. この要綱は平成17年4月1日から適用する。
この要綱は平成20年4月1日から適用する。
この要綱は平成21年4月1日から適用する。
この要綱は平成22年4月1日から適用する。
この要綱は令和4年4月1日から適用する。